第二十七条の二第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十二条の二第一項に規定する有価証券の貸付け又は借入れを行う取引で政令で定めるものは、有価証券を貸し付け、又は借り入れ、あらかじめ約定した期日（あらかじめ期日を約定することに代えて、その開始以後期日の約定をすることができる場合にあつては、その開始以後約定した期日）に当該有価証券と同種及び同量の有価証券の返還を受け、又は返還をする取引で次に掲げる要件（特定金融機関等が日本銀行である場合にあつては、第一号及び第三号に掲げる要件）を満たすものとする。

一　当該取引において有価証券の貸付けの日又は借入れの日からその有価証券の返還を受けた日又は返還をした日までの期間が六月を超えないこと。

二　当該取引に関し、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定をしていること。

三　当該取引における貸付け又は借入れに係る有価証券の当該取引の約定をした日における価額のうちに当該取引において担保とされる現金の額及び有価証券の同日における価額の合計額の占める割合が百分の五十から百分の百五十までの範囲内にあること。

第二十七条の三を次のように改める。

（支払調書等の提出の特例）

第二十七条の三　法第四十二条の二の二第二項の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その提出しようとする同項の光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該調書等を提出すべき者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第二十七条の四の二第四項第二号中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「（第三十九条の三十九の二第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「取戻対象金額がある場合」を「法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えられた法第四十二条の四第十一項第三号又は第四号に掲げる金額がある場合（同項第三号に掲げる平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は同項第四号に掲げる平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額がある場合に限る。）」に、「第六十八条の九の二第二項第四号」を「第六十八条の九の二第二項第三号」に、「第三十九条の三十九の二第十二項第四号」を「第三十九条の三十九の二第十二項第三号」に、「第六十八条の九の二第五項第四号」を「第六十八条の九の二第五項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第六項を削る。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の五の二　法第四十二条の五の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第一号又は第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光、風力、水力及びエネルギー源として利用することができる廃棄物に限る。）の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

2　法第四十二条の五の二第一項第一号ロに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第二号、第三号又は第五号（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうちエネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

3　法第四十二条の五の二第一項第二号イに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する熱の損失の防止に資する設備並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第十四条第一号及び第二号に掲げる建築設備（第五項第一号イにおいて「エネルギー使用合理化設備」という。）で、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして財務大臣が指定するものの全てを同時に設置する場合のこれらの設備とする。

4　法第四十二条の五の二第一項第二号ロに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、同号ロに規定する空気調和設備、照明設備その他の建築設備の計測、制御、監視又は管理を行う設備（次項第二号イにおいて「エネルギー使用制御設備」という。）で、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして財務大臣が指定するもの（以下この項において「指定エネルギー使用制御設備」という。）の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備（指定エネルギー使用制御設備のうち財務省令で定める設備が既に設置されている場合には、当該財務省令で定める設備以外の指定エネルギー使用制御設備の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備）とする。

5　法第四十二条の五の二第一項第二号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

一　法第四十二条の五の二第一項第二号イに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置されるエネルギー使用合理化設備の全てが第三項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該建築物に設置されるエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する熱の損失の防止に資する設備又はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第十四条第一号若しくは第二号に掲げる建築設備（以下この号において「建築設備等」という。）の全てについて、当該建築設備等ごとに定められた建築物の熱の損失の防止又は建築物のエネルギーの効率的利用が的確に実施されているかどうかについての同法第七十三条第一項に規定する判断の基準として同項の規定により公表された数値の百分の七十五以下となつていること。

二　法第四十二条の五の二第一項第二号ロに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置されるエネルギー使用制御設備の全てが前項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量の当該設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

6　法第四十二条の五の二第一項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

7　法第四十二条の五の二第五項の規定の適用を受ける法人（法第六十八条の十の二第五項の規定の適用を受ける法人を含む。）が、取消日（法第四十二条の五の二第五項に規定する取消日をいう。）の前日を含む事業年度以後の各事業年度（当該取消日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度）において、当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度における同条四項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第六十八条の十の二第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同項の供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第四項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第四十二条の五の二第三項の規定により当該各事業年度（法第六十八条の十の二第二項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後一年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第四十二条の五の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

8　法第四十二条の五の二第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。